

浜田市協働のまちづくり推進条例及び逐条解説

条 例	逐条解説
<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条 目的</p> <p>第2条 定義</p> <p>第3条 基本理念</p> <p>第2章 市民等の権利及び役割</p> <p>第4条 市民等の権利</p> <p>第5条 市民等の役割</p> <p>第3章 市の役割</p> <p>第6条 市の役割</p> <p>第7条 市職員の育成及び参画促進</p> <p>第4章 市民参画</p> <p>第8条 市民参画の対象</p> <p>第9条 市民参画の方法</p> <p>第5章 地域協議会</p> <p>第10条 地域協議会の設置</p> <p>第11条 地域協議会の所掌事項</p> <p>第12条 地域協議会の組織</p> <p>第13条 地域協議会の委員の任期等</p> <p>第14条 委任</p> <p>第6章 協働のまちづくりの推進</p> <p>第15条 協働のまちづくりの推進</p>	

条 例	逐条解説
第16条 まちづくりに関する情報の共有	
第17条 人材育成	
第18条 地区まちづくり推進委員会による推進	
第19条 まちづくり活動団体による推進	
第20条 市による推進	
第21条 推進体制	
第22条 協働のまちづくりの活動拠点	
第23条 事業者の協力	
第24条 高等教育機関との連携	
第7章 雜則	
第25条 条例の見直し	
第26条 その他	
附則 (別表)	

条例	逐条解説
<p>前文</p> <p>私たちのまち浜田市は、全国に誇れる海や山などの美しい自然と、石見神楽や石州半紙などの伝統・文化、豊かな自然を活かした多くの観光資源を有する島根県西部の中核都市です。</p> <p>平成17年10月の市町村合併では、独自の浜田那賀方式自治区制度により、「地域の特徴や地域らしさを大切にしたまちづくり」に取り組んできました。</p> <p>しかしながら、急速に進む人口の減少や少子高齢社会といった情勢の中、担い手不足による防災活動や草刈作業といった地域活動の衰退や、これまで取組を進めてきた行財政改革による行政のスリム化により、地域だけ、市だけでは解決できない課題が増えています。</p> <p>こうした課題に取り組んでいくため、本市では、これまでの自治区制度に代わる、新しいまちづくりに向けた取組を始めています。</p> <p>これからは、本市に暮らす子どもから高齢者までの全ての人が、お互いの特徴や役割、そしてお互いがパートナーであることを認め合いながら、自分の地域や市の出来事に关心を持ち、まちづくりに自ら参画することが求められます。</p> <p>また、市にも市民等との関係をもう一度見つめ直し、誰もがまちづ</p>	<p>前段では、浜田市の概要について説明しています。</p> <p>ここに記載されているもののほか、島根県立大学をはじめとする高等教育機関を有し、学生の街としての顔を持つほか、沿岸部には豊富な水揚げを誇る浜田漁港、山間部には温泉、三隅や旭の棚田があるように、その魅力が海から山まで広範囲に及んでいる地域は全国的にも少なく、恵まれた環境を有しています。</p> <p>また、現在の浜田市は、平成17年10月、浜田市、金城町、旭町、弥栄村、三隅町の5市町村が合併することで誕生しました。</p> <p>合併の際、「地域の特性が薄れる」「市域が広範囲になり、住民の意見が届かなくなる」などといった住民の不安を軽減するため、「浜田那賀方式自治区制度」により、地域の特性を活かした一体的なまちづくりを進めてきたところです。</p> <p>中段では、浜田市を取り巻く現状とこれからのまちづくりの方向について説明しています。</p> <p>浜田市も、他市と同様、急速に進む人口減少や少子高齢社会の影響で、これまで地域活動を担ってきた人材は減少し、地域では欠かせない身近なコミュニティ活動も困難になりつつある地域も増えています。</p> <p>まちづくりに対して関係団体と連携し、様々な課題を主体的に解決していくという意識を持った市民も増え、活発なまちづくりが進んでいる地域もありますが、地域における更なる生活の多様化や個別化する課題を解決していくことは、これまでの取組だけでは難しくなっています。</p>

条例	逐条解説
<p>くくりに参画できるよう、分かりやすい市政運営と、市民等とのさらなる連携と協力が求められます。</p>	<p>また、市もこれまで進めてきた行財政改革による行政のスリム化により、職員数も減らしていく必要があり、行政だけでは解決できない課題も増えてきたのが実情です。</p> <p>このような状況でも、全ての市民が安全で安心して暮らせるまちづくりを進めることができ行政の役割であることに変わりはありませんが、前述のとおり行政だけでは解決することができません。</p> <p>については、「みんなが笑顔で暮らせるまち」を未来に残すため、市全体でまちづくりに取組み、これまで進めてきたまちづくりの良いところ、浜田市の持つ伝統や文化といった「浜田らしさ」を受け継ぎながら、さらに発展させていく仕組みを作っていくことが大切です。</p>
<p>ここに、私たちの願いである「全ての人が一体となった持続可能で元気な浜田」を目指し、誰もが参画でき、学ぶことのできる活動拠点を整備するとともに、協働のまちづくりに対する意識を高め、市民等と市による地域の個性を活かした協働のまちづくりを更に推進するため、この条例を制定します。</p> <p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、協働のまちづくりを推進するための基本理念を定めるとともに、市民等及び市の役割を明らかにし、それぞれが共に考え、行動し、誰もが幸せに暮らせる魅力ある地域社会の実現を図ることを目的とする。</p>	<p>後段では、条例に込められた思いについて記載しています。</p> <p>市民等の皆さんに「条例」という形でお示しすることで、皆さんの役割や、様々な団体との関わり方をもう一度確認してもらい、主体的にまちづくりに参画するきっかけとなればと考えます。</p> <p>これから進めるまちづくりにより「全ての人が一体となった持続可能で元気な浜田」の実現を目指します。</p> <p>【解説】</p> <p>第1条は、この条例の目的を定めたもので、条例を制定する目的を簡潔に表現したものになります。条例全体の解釈や運用の方針となるものです。</p> <p>この条例の目的は、「基本的な理念」や「まちづくりの主役である市民等と市の役割」を明文化することにより、市民等の皆さんや市</p>

条 例	逐条解説
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 協働 市民等及び市が、相手の立場や違いを尊重し、一人ひとりが当事者意識を持ち、責任や役割分担を明確にし、同じ目的のために共に考え、行動することをいう。</p> <p>(2) まちづくり 市民等が地域の活動に参画し、自分達が暮らす地域をより住みよくしていくことをいう。</p> <p>(3) 市民 市内に居住し、又は通勤若しくは通学をする者をいう。</p> <p>(4) 事業者 市内において事業活動を行うものをいう。</p> <p>(5) まちづくり活動団体 地域のまちづくりを行うため、自治会、町内会その他当該地域で活動する各種団体のうち、政治活動又は宗教活動を主たる目的としないものをいう。</p>	<p>職員へ意識付けをすること、自分たちの力で幸せに暮らせる魅力ある浜田市を実現することを目的としています。</p> <p>【解説】</p> <p>この条例で使用している用語について定義しています。</p> <p>(1) 協働 市民と市、まちづくり活動団体と市など、複数の主体が対等な立場で連携、協力し、同じ目的のために共に考え、共に行動することを指します。</p> <p>(2) まちづくり 地域社会と関わりのある様々な主体が、地域をより暮らしやすい環境にしていくこうとする社会活動のことです。</p> <p>(3) 市民 市内に住んでいる人だけでなく、市内で働く人や市内に通学する人を含めて「市民」としています。 市内に住んでいる人に限らず、市内で働く人や市内に通学する人を含めることで、浜田市に関わりのある幅広い人が、協働のまちづくりに参画することにより、様々な地域の課題を解決することが可能になることが期待されます。</p> <p>(4) 事業者 市内において営利を目的とする事業を行っている、個人や法人のことを指します。</p> <p>(5) まちづくり活動団体 自治会、町内会など自治活動を行う組織や、子供会、P T A、N P Oやサークルといった市民活動団体など、まちづくりを目指</p>

条例	逐条解説
<p>(6) 地区まちづくり推進委員会 まちづくり活動団体のうち、その地区の課題の解決や活性化を図るために組織として市長が認定したものという。</p> <p>(7) 市民等 市民、事業者及びまちづくり活動団体をいう。</p>	<p>して活動を行っている団体を指します。</p> <p>(6) 地区まちづくり推進委員会 本市の特徴的な組織で、地域の課題の解決や地域の活性化を図るために組織され、市長が認定した団体のことを指します。まちづくり活動団体の一つではありますが、市も地区まちづくり推進委員会の設立を推進しており、既に組織されている地域では、まちづくり活動の中心的な役割を担っています。認定要件については、浜田市地区まちづくり推進委員会認定要綱により別途規定されています。</p> <p>(7) 市民等 (3)に定める市民のほか、(4)に定める事業者及び(5)に定めるまちづくり活動団体のことを指します。</p>
<p>(基本理念)</p> <p>第3条 協働のまちづくりは、次に掲げる基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき推進しなければならない。</p> <p>(1) 一人ひとりがまちづくりの主役であることを認識し、一体的なまちづくりに向けて、積極的に取り組むこと。</p> <p>(2) 人や地域のつながりを大切にし、お互いを尊重し助け合うとともに、それぞれの特性や得意分野を活かすこと。</p> <p>(3) 本市の自然、伝統及び文化を次世代に継承するとともに、地域の個性を活かすこと。</p> <p>(4) お互いが、まちづくりに関する情報を提供し、共有すること。</p>	<p>【解説】</p> <p>この条例の基本原則を定めたもので、まちづくりの具体的な進め方について規定しています。</p> <p>これまで地域が主体となっていた地域課題への取組や、行政が主体となっていた施策の進め方を見直し、地域社会を構成する多様な主体がそれぞれ主役であることを自覚して、お互いを尊重し助け合いながら、それが持つ特性や得意分野を持ち寄って、連携、協力することにより、一体的なまちづくりを進めていこうとするものです。</p> <p>地域だけ市だけでなく、他の主体も一緒になってまちづくりを進めることは、これまで個々では対応できなかった課題に取り組むことを可能にし、市民サービスの更なる向上につながるものと考えます。</p> <p>また、(3)では、浜田市の豊かな自然と、温かい人情、多彩な地域資源や地域の個性を活かしたまちづくりを大切にした条例となっていま</p>

条 例	逐条解説
<p>第2章 市民等の権利及び役割</p> <p>(市民等の権利)</p> <p>第4条 市民等は、まちづくりに参画し、意見を述べる権利を有する。</p> <p>2 市民等は、まちづくりに関する情報を知る権利を有する。</p>	<p>す。</p> <p>【解説】</p> <p>市民等の権利について定めています。</p> <p>市民等の皆さんには、協働のまちづくりにおいて、まちづくりなどに参画し意見を述べる権利、まちづくりに関する情報を知る権利があることを明確に示しています。</p> <p>この内容は、規定されるまでもなく当然の権利ではありますが、市民等の皆さんには、ここに規定する権利を持っているという意識をもって、まちづくりに参画してもらいたいという思いから、条文として規定したものです。</p>
<p>(市民等の役割)</p> <p>第5条 市民等は、基本理念にのっとり、まちづくりの主役であることを認識しながら、地域社会に関心を持ち、自らができるることを考え、積極的にまちづくりに参画するよう努めるものとする。</p> <p>2 市民等は、まちづくりへの参画に当たっては、地域の個性を大切にし、それぞれの立場や違いを認めて行動するものとする。</p>	<p>【解説】</p> <p>協働のまちづくりを推進するための市民等と市の役割分担という視点から、市民等が、認識、行動するべき内容について定めています。</p> <p>市民等が、それぞれ主役であることを認識し、地域社会に関心を持ってまちづくりに関する情報を収集することや、積極的にまちづくりに参画することが、協働のまちづくりが活発に行われることに繋がります。</p> <p>また、まちづくりへの参画、協働に当たっては、それぞれの立場や違いを認め合って、得意分野を活かし、補い合うことで、持続可能なまちづくりが可能となるものと考えます。</p>
<p>第3章 市の役割</p>	

条例	逐条解説
<p>(市の役割)</p> <p>第 6 条 市は、基本理念にのっとり、市民等がまちづくりについて自ら考え、参画することができるよう、必要とするまちづくりに関する情報を積極的に提供するものとする。</p> <p>2 市は、市民等にまちづくりについて分かりやすく説明するとともに、市民等からの質問等に対して誠意をもって対応するものとする。</p> <p>3 市は、市民等が参画する様々な機会を積極的に設け、市民等の考え方、意見等を把握し、まちづくりに反映するよう努めるものとする。</p>	<p>【解説】</p> <p>協働のまちづくりを実現していく上で、市民等と市の役割分担という視点から、情報提供や市民ニーズの把握、市民等との信頼関係構築など、市が担う役割について定めています。</p> <p>市は、市民等がまちづくりに参画するために必要な情報を分かりやすく伝えることや市民等の声を把握しまちづくりに反映させていくために、参画しやすい仕組みを取り入れていくことが必要と考えます。</p>
<p>(市職員の育成及び参画促進)</p> <p>第 7 条 市は、協働のまちづくりを推進するため、市の職員に対して研修等を実施し、その育成を図るものとする。</p> <p>2 市の職員は、協働のまちづくりを理解し、自らも地域社会の一員として、積極的にまちづくりに参画するよう努めるものとする。</p>	<p>【解説】</p> <p>協働のまちづくりを進めていくにあたり必要となる、市の職員の能力の向上と育成、意識の改革について規定しています。</p> <p>市の職員は、協働のまちづくりの推進に必要なコミュニケーション能力や情報収集能力といった個々の能力の向上、協働のまちづくりの認識を深めるため、研修等を実施します。</p> <p>市の職員は、業務の有無に関わらず積極的に地域活動に参画し、まちづくりに関わることで、自らも地域社会の一員であるという意識を醸成したいと考えます。</p>
<p>第 4 章 市民参画</p> <p>(市民参画の対象)</p> <p>第 8 条 市は、まちづくりに関する次に掲げる事項を行おうとすると</p>	<p>【解説】</p> <p>市民等の協働のまちづくりへの参画の対象範囲について具体的に定</p>

条例	逐条解説
<p>きは、その内容を公表し、市民等がこれに対する意見を述べ、又は提案することができる機会を設けるものとする。ただし、軽易な変更又は改正については、この限りでない。</p>	<p>めています。</p> <p>また、その実施については、広報誌やケーブルテレビ、SNSなど適切な媒体を活用して市民等の皆さんに事前にお知らせすることとしています。</p>
<p>(1) 基本構想、基本的事項を定める計画及びこれらの実施計画の策定、変更又は廃止</p>	<p>(1) 基本構想、基本的事項を定める計画及び実施計画</p> <p>浜田市の最上位計画である浜田市総合振興計画のほか、浜田市全体を対象として、市のまちづくりに関する施策の基本的な事項を定めるような総合的な計画のことをいいます。「～構想」「～計画」「～方針」などといった名称は問いません。また、それに付随する実施計画なども含まれます。</p>
<p>(2) 基本的な方針を定める条例の制定、改正又は廃止</p>	<p>このような計画は、まちづくりに大きく関わる重要な計画であり、まさに協働のまちづくりの根幹となるべきものであることから市民参画の対象としています。</p>
<p>(3) 広く市民等に適用され、市民生活に重大な影響を及ぼす制度の策定、変更又は廃止</p>	<p>(2) 市の基本的な方針を定める条例</p> <p>基本理念や基本方針を定めるものをいいます。これらの条例が定める基本理念や基本方針は、市民等と市が共通の認識を持ち共に目指すべき必要があることから、市民参画の対象としています。</p>
<p>(4) 公共施設等の設置に関する基本計画の策定、変更又は廃止</p>	<p>(3) 広く市民等に適用され、市民生活に重大な影響を及ぼす制度</p> <p>(1) (2)に掲げるもの以外で、市民等に労力や負担を求める制度のことをいいます。(2)と同様、市民等の理解と協力が必要であることから、市民参画の対象としています。</p> <p>(4) 市が整備する公共施設等の設置に関する計画</p> <p>不特定多数の市民等が利用する、もしくは多くの市民等が影響を受ける公共施設の設置に関する基本計画のことをいいます。これらの公共施設は、市民等の生活に密着していることから、施設</p>

条 例	逐条解説
(市民参画の方法)	等の設置に関する基本計画の策定や変更、廃止を市民参画の対象としています。
第 9 条 前条に規定する市民等が意見を述べ、又は提案することができる機会は、次の各号に掲げるいずれかの方法によるものとする。	<p>【解説】 第8条に規定している市民参画の対象となる事項に対する意見等を求めるために実施する「市民参画の方法」について具体的に定めています。</p>
(1) 審議会等での審議等	<p>以下、市民参画の方法について具体的に説明します。</p> <p>(1) 審議会等での審議等</p>
	<p>市の附属機関に位置づけられています。市から諮問された内容について、学識経験者や地域の代表など、専門的な知識や経験を持った人たちにより協議を重ね、答申を行ってもらいます。</p>
(2) パブリックコメントの実施	<p>さらに、この審議会等の委員には公募委員を加え、市民等からの意見等を聴く機会を設けることとし、より多くの市民等の皆さんとの意見を反映したまちづくりを目指したいと考えています。</p> <p>(2) パブリックコメントの実施</p>
	<p>市の基本的な施策等を決定する過程において、その内容を(案)の段階で市民等の皆さんへ公表し、広く意見等を求め、寄せられた意見等を考慮して、最終的な意思決定を行うとともに、寄せられた意見等については、その概要や意見等に対する市の考え方を公表することを言います。</p>
(3) 説明会の開催	<p>(3) 説明会の開催</p>
	<p>市民等の皆さんに対し、市の施策や計画などの概要について直接説明し、質疑応答や意見交換を行うことで、広く様々な意見等を聴くための場のことを言います。</p>
(4) アンケートの実施	<p>(4) アンケートの実施</p>

条 例	逐条解説
<p>(5) ワークショップの開催</p> <p>(6) その他市長が適当と認める方法</p>	<p>新たな施策などの立案や、これまでの検証を行うに当たり実施するもので、市民等の意見や考え等を把握するための方法です。実施に当たっては、よりタイムリーな回答が得られるよう、施策などの内容に応じて対象者を限定するなど、範囲を定めて実施します。</p> <p>(5) ワークショップの開催</p> <p>参加者が、決められた課題に対してグループで意見交換や共同作業を行い、その結果をもとに、参加者全体の意見として合意形成を図る方法で、体験、実践型の参加形式となります。</p> <p>これまでも浜田市では、浜田市総合振興計画を策定する際、100人委員会として実施しており、市民等の意見を取り入れることが可能になるなど、その効果を実感しています。今後も同じような計画策定の際は、実施していきたいと考えています。</p> <p>(6) その他市長が必要と認める方法</p> <p>これまで説明してきた5つ以外の方法で、より効果的な方法がある場合は、積極的にその方法を用いることとしています。</p>
<p>第5章 地域協議会</p> <p>(地域協議会の設置)</p> <p>第10条 地域の課題や問題を取り上げ、より良いまちづくりを推進するため、市長の附属機関として、別表に掲げる地域ごとに地域協議会を置く。</p>	<p>【解説】</p> <p>これまでのまちづくりの推進の中で設置してきたものを引き継いで、この条例の中で規定したものです。</p> <p>役割や任期等については、次の条以降で詳細に規定していますが、ここでは、地域協議会と協働のまちづくりとの関わり方について、冒頭簡単に記載しています。</p> <p>今後も、地域協議会での協議内容やご意見を尊重し、市民等と市が</p>

条 例	逐条解説
<p>(地域協議会の所掌事項)</p> <p>第11条 地域協議会は、その属する地域に係る次に掲げる事項について調査審議し、市長に意見を述べることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 総合振興計画その他これに準ずる計画の進捗状況に関する事項 (2) 中山間地域振興対策に関する事項 (3) 一体的なまちづくりに関する事項 (4) 市の重要施策に関する事項 (5) その他地域協議会が必要と認める事項 <p>2 市長は、前項の意見を尊重し、施策等に反映するよう努めるものとする。</p>	<p>一体となったまちづくりを進めていきたいと考えています。また、条文の最後に別表として地域協議会の区域について掲載しています。</p>
<p>(地域協議会の組織)</p> <p>第12条 地域協議会は、委員15人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、その属する地域に住所を有し、当該地域の地区まちづくり推進委員会、自治会その他のまちづくり活動団体から推薦された者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(地域協議会の委員の任期等)</p> <p>第13条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 委員の再任は、妨げない。</p>	<p>【解説】</p> <p>地域協議会の所掌事項について規定しています。この条例の求める一体的なまちづくりの推進について、地域協議会の中でも協議していくこととしました。その他にも、これまでと同様、浜田市の最上位計画である浜田市総合振興計画をはじめ、市の重要施策や地域の施策や課題について調査審議し、市長へ意見を述べることができます。地域協議会での議論が活発に行われることで、さらなる協働のまちづくりが進んでいくものと考えます。</p> <p>また、地域協議会から出された意見については尊重し、市の行う施策等への反映に努めます。</p>
	<p>【解説】</p> <p>地域協議会の組織について規定しています。地域協議会は、各地域15人以内で組織することとし、委員の要件として、当該地域に住んでいる人で、当該地域の地域住民で組織する団体などから推薦された人としています。</p>
	<p>【解説】</p> <p>地域協議会委員の任期や再任の可否、当該地域の住民でなくなった場合の処遇について規定しています。委員の任期については、地区まちづくり委員会や自治会の任期など</p>

条 例	逐条解説
<p>3 委員は、その属する地域に住所を有しなくなったときは、その職を失う。</p> <p>(委任)</p> <p>第 14 条 地域協議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>も考慮し、これまでどおり2年としています。再任について妨げないこととし、必要な場合は2年を超えて引き続き委員をしていただくことも可能です。</p> <p>また、当該地域から転居・転出した際は、地域協議会が当該地域の施策や課題を協議する場であるとの考え方から、その職を失うこととしています。</p>
<p>第 6 章 協働のまちづくりの推進</p> <p>(協働のまちづくりの推進)</p> <p>第 15 条 市民等及び市は、お互いにそれぞれの特性を理解し、尊重し、及び補完し合いながら、協働のまちづくりを積極的に推進するものとする。</p> <p>(まちづくりに関する情報の共有)</p> <p>第 16 条 市民等及び市は、協働のまちづくりを推進するため、まちづくりに関する情報をお互いに広く発信し、収集することにより、その情報を共有するよう努めるものとする。</p> <p>2 市民等は、お互いに個々が持つまちづくりに関する情報に关心を持ち、共有するよう努めるものとする。</p>	<p>【解説】</p> <p>地域協議会の運営に必要な事項については、これまで同様、運営規則の規定により運営することとしています。</p> <p>【解説】</p> <p>市民等と市は、お互いが、まちづくりの主役であり、対等なパートナーであること、そして、足りないところを補いながら、協働のまちづくりを積極的に推進していくことを改めて規定しています。</p> <p>【解説】</p> <p>市民等及び市は、地域が今どのような状況にあり、どのような課題を抱えているのか、また、その課題に対してどのような活動や施策に取り組もうとしているのかなど、まちづくりに関する様々な情報をすばやく発信し、その情報を誰もが必要なときに簡単に入手できるよう、ケーブルテレビや広報誌、インターネットなど、様々な媒体を活用して、分かりやすく提供する必要があります。</p> <p>また、市民等もまちづくりに関する情報を共有することで、お互い</p>

条例	逐条解説
<p>(人材育成)</p> <p>第17条 市民等及び市は、協働のまちづくりを推進するため、共に学び合い、人材の育成及び活用に努めるものとする。</p> <p>2 市民等及び市は、次世代のまちづくりを担う子ども、若者等の育成に努めるものとする。</p>	<p>の立場や役割を理解することが可能になります。</p> <p>このように、まちづくりに関する情報の共有に取り組むことは、地域社会への関心を高めるとともに、市民活動や施策への理解、市民参画へと繋がり、協働のまちづくりが活発になるものと考えます。</p>
<p>(地区まちづくり推進委員会による推進)</p> <p>第18条 地区まちづくり推進委員会は、当該地区の個性を活かしたまちづくりを進めるため、地域協議会及び他のまちづくり活動団体と連携し、共通の施策や課題に取り組むものとする。</p>	<p>【解説】</p> <p>地域の課題解決と協働のまちづくりを主体的かつ持続的に進めいくためには、生涯学習を基盤とした地域の活動を担う人材を発掘、育成していくことが必要です。</p> <p>市民等及び市は、子どもや若者が、「ふるさと郷育」をはじめとする社会教育活動や、地域の行事など、まちづくりに参画できる機会を積極的に設けていくことで、多様な視点をまちづくりに活かすことができると共に、将来を担う人材の発掘と育成を図ることができます。</p> <p>また、次世代のまちづくりを担う子どもをより良く育てるためには、地域ぐるみで子育て家庭を育てていく、家庭教育支援の視点も重要です。</p> <p>【解説】</p> <p>地域のまちづくりを行うために組織された地区まちづくり推進委員会のあり方について規定しています。</p> <p>これまで、地区まちづくり推進委員会が核となり、中心となって、まちづくりに取組んでいただいており、今後もこの体制が全市に広まるよう、推進していきたいと考えています。</p> <p>その役割については、地域の実情に合わせ、お互いの良いところを活かしたまちづくりを行うことで、より良いまちづくりに繋がるものと考えます。</p>

条例	逐条解説
<p>(まちづくり活動団体による推進)</p> <p>第19条 まちづくり活動団体は、自らの持つ知識及び特性を活かし、まちづくりに貢献するよう努めるものとする。</p> <p>2 まちづくり活動団体は、積極的にまちづくりに関する情報を発信し、活動の輪を広げるとともに、自らの活動内容が市民等に理解されるよう努めるものとする。</p> <p>3 まちづくり活動団体は、他のまちづくり活動団体との交流及び連携を図るよう努めるものとする。</p>	<p>また、実際の活動内容については、浜田市地区まちづくり推進委員会認定要綱に別に定められているため、ここでは、地域協議会をはじめとするその他団体との連携についての記載に留めています。</p>
<p>(市による推進)</p> <p>第20条 市は、市民等に対し、協働のまちづくりに関する啓発を行うものとする。</p> <p>2 市は、地域の実情に配慮した上で、協働のまちづくりの推進に必要となる人的、技術的又は財政的な支援等を行うものとする。</p> <p>3 市は、各所属において積極的に協働のまちづくりを推進するとともに、所属を超えた取組についても推進するものとする。</p>	<p>【解説】</p> <p>まちづくり活動団体は、安全・安心、文化、健康、生きがい活動などの市民ニーズへの対応や市民生活の維持、地域コミュニティの活性化を図ることを目的として活動しています。</p> <p>また、市民生活をめぐる保健福祉、環境衛生、安全安心、文化振興や子育てなどの各分野での地域課題についても、各団体が有する知恵や知識を活かしながら、解決に努めています。</p> <p>しかし、まちづくり活動団体がその活動を持続させるためには、認知と定着を図ることが必要です。そのためには、自らの活動が広く市民等に理解され、受け入れられる環境をつくることです。</p> <p>まちづくり活動団体相互の連携は、幅広い人とのつながりを作っていくことであり、お互いの得意とするもの、苦手なものを補いながら活動を行うことにより、団体運営の気づきが生まれ、団体活動を高め、発展した活動が生まれるというメリットがあります。</p> <p>【解説】</p> <p>市は、協働のまちづくりに関する情報を広報誌、ホームページ、フォーラムなど様々な方法により、わかりやすく提供、啓発することが必要です。まちづくりに関する情報を知ることで、市民等のまちづくりへの関心が高まるとともに、市民等一人ひとりがまちづくりを我が事として捉え、主体的に関わるなど、協働のまちづくりの推進につながるものと考えます。</p>

条 例	逐条解説
<p>(推進体制)</p> <p>第 21 条 市は、協働のまちづくりに係る推進計画を策定し、その進捗状況について検証するための組織を置くものとする。</p>	<p>また、まちづくりにおける地域差を是正し、協働を持続的に推進していくため、コミュニティセンター運営のサポートを行う人的支援や、社会生活における条件が不利な地域への予算配分といった財政的な支援についても実施していくこととし、集える施設がない地域、役員の兼務による負担増や担い手不足などの悩みを抱える地域に対する支援に努めます。</p> <p>市だけでは克服することが難しい課題であっても、市民やまちづくり活動団体、事業者といった様々な主体と協働することで解決していくたいと考えます。</p>
<p>(協働のまちづくりの活動拠点)</p> <p>第 22 条 市は、社会教育・生涯学習の推進の拠点である公民館に、協働のまちづくりを推進する役割を加え、その活動拠点として、施設の整備及び充実を図るものとする。</p>	<p>【解説】</p> <p>条例制定後は、協働のまちづくりの推進について、推進計画を策定し、その進捗について、検証を行うことで取組を進めます。</p> <p>なお、推進計画については、浜田市の最上位計画である、浜田市総合振興計画において「協働のまちづくり」が、大綱の一つとして章立てされていることから、その中で計画目標を定めていくこととしています。</p> <p>また、その検証については、外部委員による浜田市総合振興計画審議会の中で行うこととし、市民の皆さんと一緒に、協働のまちづくりを推進していきたいと考えます。</p> <p>【解説】</p> <p>市立公民館に、社会教育や生涯学習を推進していくといった役割に加え、協働のまちづくりを推進する役割を持たせること、また、まちづくりの活動拠点を公民館とすることを明確にした規定となります。</p> <p>これまでの公民館としての機能を維持したまま、まちづくりの役割</p>

条 例	逐条解説
<p>(事業者の協力)</p> <p>第 23 条 事業者は、地域社会の一員として、地域社会との調和を図るとともに、公共的又は公益的な活動に協力し、協働のまちづくりの推進に努めるものとする。</p>	<p>を持たせることになることから、市は、人的な支援（人員体制やコーディネーターによるサポートなど）についても配慮し、併せて、施設の整備・充実を図っていくこととしています。</p> <p>また、これまで公民館で培われてきた活動を引継ぎ、社会教育の手法による人づくりを土台としてこそ、まちづくりが可能となることを認識した上で、まちづくりを進めていくこととします。</p>
<p>(高等教育機関との連携)</p> <p>第 24 条 市民等及び市は、高等教育機関（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する大学（大学院及び短期大学を含む。）及び専修学校をいう。）と連携し、教育若しくは研究の成果又はこれらに関わる人が、協働のまちづくりの推進に寄与することができるよう努めるものとする。</p>	<p>【解説】</p> <p>市内の事業者も地域社会の一員として、まちづくり活動に協力し、地域と一体となって協働のまちづくりを進めることとしています。</p>
<p>第 7 章 雜則</p> <p>(条例の見直し)</p>	<p>【解説】</p> <p>浜田市には、島根県立大学、リハビリテーションカレッジ島根などの高等教育機関があり、専門的で多分野に及ぶ社会的、学術的資源を有する教育・研究機関としての役割を担っています。</p> <p>ここでの教育や研究の成果が、地域のまちづくりに活かされるよう、日ごろから連携をとることが必要です。</p> <p>また、これら高等教育機関には、多くの学生が在籍しています。その学生達にまちづくりに参画してもらうことにより、若い多様な視点を取り込むことができ、より活力あるまちづくりが可能になると考えます。</p>
	<p>【解説】</p>

条例	逐条解説
<p>第25条 市長は、この条例の施行の状況について検討し、必要に応じてその見直しを行うものとする。</p>	<p>協働のまちづくりを進めていく中で、社会情勢や地域の実情の変化を認識し、市民等の意見を聴いた上で条例の見直しが必要と判断した際は、その意見を踏まえながら条例の見直しができることを規定しています。</p>
<p>(その他)</p> <p>第26条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。 (浜田市自治区設置条例等の廃止)</p> <p>2 次に掲げる条例は、廃止する。</p> <p>(1) 浜田市自治区設置条例（平成17年浜田市条例第308号） (2) 浜田市協働のまちづくり推進に関する条例検討委員会条例（令和元年浜田市条例第17号） (3) 浜田市地域振興基金条例（平成17年浜田市条例第79号） (地域協議会の委員の委嘱及び任期の特例)</p> <p>3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現に前項第1号の規定による廃止前の浜田市自治区設置条例第6条第2項の規定により委員に選任されている者は、施行日において、第12条第2項の規定により委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委嘱されたものとみなす委員の任期は第13条第1項の規定にかかわらず、令和4年3月31日までとする。</p>	<p>【解説】</p> <p>この条例で定めるもの以外に、条例を施行するうえで必要な事項が発生した場合は、その内容にあった形式（「規則」「要綱」「要領」など）により定めることを規定したものです。</p>

条 例	逐条解説
(浜田市地域振興基金条例の廃止に伴う準備行為)	
4 浜田市地域振興基金条例第 6 条の規定にかかわらず、同条例に基づく浜田市地域振興基金は、附則第 2 項第 3 号の規定による同条例の廃止に当たり、施行日前において、これを処分することができる。	
(浜田市行政組織条例の一部改正)	
5 浜田市行政組織条例（平成 17 年浜田市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。 第 2 条の表地域政策部の項第 2 号を次のように改める。	
(2) 協働のまちづくりに関すること。	
(浜田市附属機関設置条例の一部改正)	
6 浜田市附属機関設置条例（平成 17 年浜田市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。 別表教育委員会の部浜田市立学校統合計画審議会の項及び浜田市学校給食審議会の項中「各自治区」を「各地域」に改める。	
(浜田市防災行政無線施設条例の一部改正)	
7 浜田市防災行政無線施設条例（平成 18 年浜田市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。 附則第 5 項中「弥栄自治区内」を「弥栄地域内」に改める。	
別表第 1 中「浜田自治区」を「浜田地域」に、「金城自治区」を「金城地域」に、「旭自治区」を「旭地域」に、「弥栄自治区」を「弥栄地域」に、「三隅自治区」を「三隅地域」に改める。 (浜田市生活路線バス条例の一部改正)	
8 浜田市生活路線バス条例（平成 19 年浜田市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。 別表第 2 中「旭自治区」を「旭地域」に、「金城自治区」を「金	

条例	逐条解説
<p>城地域」に、「浜田自治区」を「浜田地域」に、「弥栄自治区」を「弥栄地域」に改め、同表備考第4項を削る。 (浜田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)</p>	
<p>9 浜田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成20年浜田市条例第37号）の一部を次のように改正する。</p>	
<p>別表浜田市協働のまちづくり推進に関する条例検討委員会委員及び部会委員の項を削る。</p>	
<p>別表（第10条関係）</p>	
地域	区域
浜田地域	外ノ浦町、松原町、殿町、田町、琵琶町、朝日町、牛市町、紺屋町、天満町、新町、錦町、蛭子町、栄町、片庭町、港町、京町、高田町、真光町、大辻町、瀬戸ヶ島町、元浜町、原町、清水町、瀬戸見町、生湯町、長沢町、浅井町、黒川町、相生町、竹迫町、杉戸町、高佐町、河内町、野原町、原井町、笠柄町、三階町、長見町、後野町、佐野町、宇津井町、熱田町、長浜町、周布町、日脚町、治和町、津摩町、吉地町、穂出町、西村町、折居町、東平原町、鍋石町、櫟田原町、田橋町、横山町、内村町、内田町、井野町、上府町、国分町、久代町、下府町、宇野町、下有福町、大金町
金城地域	金城町久佐、金城町宇津井、金城町今福、金城町追原、金城町入野、金城町上來原、金城町下來原、金城町七条、金城町波佐、金城町長田、金城町小国
旭地域	旭町坂本、旭町今市、旭町丸原、旭町木田、旭町山ノ

条 例		逐条解説
	内、旭町和田、旭町重富、旭町本郷、旭町都川、旭町来尾、旭町市木	
弥栄地域	弥栄町長安本郷、弥栄町三里、弥栄町程原、弥栄町大坪、弥栄町稻代、弥栄町高内、弥栄町門田、弥栄町小坂、弥栄町栃木、弥栄町木都賀、弥栄町野坂、弥栄町田野原	
三隅地域	三隅町岡見、三隅町古市場、三隅町湊浦、三隅町西河内、三隅町折居、三隅町東平原、三隅町三隅、三隅町向野田、三隅町河内、三隅町矢原、三隅町下古和、三隅町上古和、三隅町井川、三隅町黒沢、三隅町井野、三隅町室谷、三隅町芦谷	